

福祉健康委員会先進地視察報告書

日 程	令和7年5月7日（水）～令和7年5月9日（金）
視察先 及び 調査事項	視察先 滋賀県長浜市 7日 午後1時30分～3時30分 家族介護者支援センターてとりんハウス（愛知県春日井市） 16日 午前9時30分～11時30分 東京都大田区 17日 午前10時00分～12時00分 調査事項 病院機能の再編について 家族介護者等への支援について
参加委員	田畑 篤子（委員長）、小杉 悦子（副委員長） 杉島 久敏、廣瀬 昇、眞下 弘明、南 正弘

概 要

舞鶴市では現在、設置母体の異なる4つの公的病院を維持することが困難になってきているため、「舞鶴市医療最適化検討会議」を設置し、医療機能の再編や法人数、病院の数・運営体制の見直しなど、抜本的な変化が求められることが確認された。会議では、5つ想定される再編・統合パターンの整理がされたところである。

また、医学の進歩や超高齢化社会が進む中、自宅での医療的ケアや介護によるご家族の負担、また、障害のある方が高齢化するに伴う複合的支援など、ご家族や支援者（ケアラー）の負担はますます増加している現状もある。

こうした状況を受け、持続可能な医療体制の実現と、高齢者や障害のある方、そのご家族、そして支援者（ケアラー）が安心して暮らせるまちづくりを目指して、先進的な取組を実施している3つの自治体を訪問し、調査視察を行った。

滋賀県長浜市

<視察に至る背景と目的>

長浜市では、2023年に「長浜市病院再編方針」が策定され、湖北圏域4病院の役割や医療機能を踏まえ、持続可能で質の高い医療を提供する体制を築く必要があると考え、それぞれの病院が将来目指す姿に向けて検討を進めている。

本市でも、「舞鶴市医療機能最適化検討会議」で公的4病院の再編や統合パターンを整理し、そして、医療機能の再編や病院数、運営体制の見直しといった、抜本的な変化に向けた協議が進められている。そこで、長浜市が進めている病院再編の取組は、本市にとって参考となる点が多いと考え、調査・視察を実施した。



<対応いただいた方>

- ・ 長浜市 病院事業管理部 病院再編局
理事、局長、次長、参事

<調査事項に関する説明の概要>

現在、長浜市を含む滋賀県湖北圏域には、市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院、セフィロト病院の4病院があり、それぞれが地域の医療を支えている。しかし、この地域は、全国的な傾向と同様に人口減少と少子高齢化の課題に直面しておられる。社会変化や、医療に対するニーズの多様化に対応し、質

の高い医療を安定して提供するためには、医療体制の見直しが必要であること、医師の長時間労働を是正する「医師の働き方改革（2024年4月1日施行）」の推進による診療科の再編も求められていることから、湖北地域の病院再編に関する議論が重ねられ、2023年9月に長浜市長から「長浜市病院再編方針」が表明された。

この方針は、少子高齢化に伴う社会の変化や医療ニーズの多様化に対応し、質の高い医療を安定的に提供し続けるための仕組みづくりを目指すものであった。方針表明後、「湖北圏域の医療機能の将来のあるべき姿」の実現に向けた検討を進めた結果、「湖北圏域における病院ビジョン」が取りまとめられ、既存の4病院の役割と機能を踏まえ、長浜市立の2病院と長浜赤十字病院を再編し、「ABC病院」として新たな医療体制を構築することが示された。

今後も、湖北圏域における医療提供体制を持続可能なものとし、将来にわたる質の高い医療提供体制に向けて検討を進めている。



<委員の所感>

- 「湖北圏域における病院ビジョン」を参考に、その経緯と課題についてご説明いただいた。長浜市病院再編方針としては、

1. 3病院の経営を一体化
2. 指定管理者制度の導入
3. 高度医療を集約
4. 日本赤十字社との協議を推進

であり、協議を進めているところである。

新しい湖北の病院像を明確化し、市民や議会にも理解をえるように取組をされている。しかし、病院の指定管理者制度の導入には様々な課題があり、職員の雇用についての課題もあり今後も長期間を要する気配であった。

- 長浜市の病院再編の経過で、市民病院への医師派遣を行っている大学からの要請で進めることとなったことは、舞鶴市でも似ていると思った。医療提供の供給が多くなっていくというのは、どの地域でも同様と考えるもの。

市民病院を赤十字病院に指定管理で運営を任せる方針が昨年9月に方針決定はしたものの、今年1月に2つの市民病院の赤字が24億円になることが明らかになり、再編議論はストップし、2つの病院の経営再建に今年度は重きを置くということであった。舞鶴市の4病院の統合再編でも、同様のことが起こるのではないかと心配する。

- 持続可能な地域医療体制が望まれるに当たり、長浜市内には、市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院、セフィロト病院と高度急性期、回復期（慢性期）、急性期とそれぞれの機能を持つ公的4病院が地域医療を提供している。経営の再建をしつつ、再編を考えなければならない状況など、舞鶴市の病院再編にいくつか酷似している部分が見て取れる。

当然のことながら、各病院の医療従事者の適正配置による機能維持を目指されているのは言うまでもないことである。本市の病院再編構想と異なると思われる点として、長浜市では、2つの市立病院の経営に関して、指定管理者制度を導入された上での病院再編を目指されているところである。この件に関しては、日本赤十字社を指定管理者にと考えられているとのことであり、積極的に検討に参加いただいているようだが、人口減少に加え、資本的収支も年々悪化している状況であることなど、決定に至るまでは困難な道程と言わざるを得ないものと思われる。そのため、いまだ明確なビジョンを示すことができないと

されている。特に、議会側の承認を含め、条例改正を進めて行く必要があると思われるようだが、そこまでの決定もされていないことから今後の課題になるのではないかと思う。

- ・ 長浜市を含む湖北圏域は、市民病院2軒、赤十字病院1軒、民間病院1軒の4軒について医療機能の再編・統合を進めることになっていた。その背景には、少子高齢化による患者数の減少や医師の働き方改革に対応するために、医師の派遣元である京都大学や滋賀医科大学からの要望などがあった。

実際は、赤十字病院が再編構想から離脱しないように、市民病院の職員が日赤病院の職員への身分替えを伴うものであった。

地域医療の再編・統合の方針は決まっていたものの、赤十字病院の大幅な赤字により暗礁に乗り上げており、当面は赤字幅の縮小に傾注しなければならない状況であること。急性期機能を集約するために新たな病院を建設しなければならない可能性があり、多額の設備費を必要とすることなどにより、スムーズに進んでいないとの印象を受けた。

ただ、設置母体の異なる医療機関の再編・統合に関しては、本市の目指すところでもあり、今後の動向を注意深く注視する必要があると感じた。

- ・ 病院機能の再編について、昨年の会派視察以降の確認ができ、病院機能の再編は容易ではないことも再認識した。

県から再編のために出向されている職員さんがおられたりと本市とは違う形での取り組まれ方ではあるが、年間の巨額な赤字や、病院職員の処遇など本市と共通の問題を抱えていることも分かった。

長浜市の場合は、赤十字病院との協議ではあるが、経営基盤が異なる病院との協議の難しさも改めて感じた。

- ・ 本市と同じではないが、病院再編問題に対応されている。県からの派遣職員がおられ、市だけでなく県も一緒に取り組んでいることは、本市との大きな違いを感じた。本市でも京都府又は関係各所からの派遣をいただき、スムーズな再編をされることを望む。繰り返しとなるが、全国的な問題であり、国が舵取りをする必要があるのではないかと強く感じた。

<視察を実施した効果等>

- ・ 病院経営に指定管理者方式を導入することが、どんな影響があるのか、それは効果的なのか、先進的な手法であり経過を注視したい。視察では、その困難さを聞かせていただき、さらに予測できる課題を解決しながらよりよい舞鶴市の病院再編を望むことで、今後の調査・審査に役立つと確信した。

- ・ 本市で行っている病院の再編統合の事業では、今後5、6年かかるため、その間の医師の確保や経営が心配される。それぞれの累積赤字も気になるところである。それぞれの病院経営の努力だけでは進まないことや、市の医師確保などへの強力な働きかけが欠かせないと思った。

- ・ 舞鶴市においても同様であるが、何よりも「市民の切実な声」となっている病院再編に向けた最大の課題は、地域医療の適正な提供を含め、経営改善だと思われる。そして、現場の医療従事者の身分や給与の保証を含め、働きやすい環境をつくり上げることが第一であると考えている。

また、人材確保に向けた人材育成も看護師不足の対応として行わなければならないし、専門分野の看護師教育を含めた教育機関の充実を舞鶴市としても病院再編に先立って進めて行かなければ、計画段階で頓挫してしまう可能性を否定できないものになってしまうことも考えなければならないように思える。何事も土台をしっかりと固めた上での周到的な準備が必要だと感じられた。

- ・ 湖北圏域における医療機能の再編について、長浜市担当者から説明を受け、

質疑応答により理解を深めた。設置母体の異なる医療機関の再編・統合に関しては、本市の目指すところでもあり、今後の動向を注意深く注視する必要があると感じた。

家族介護者支援センターてとりんハウス（愛知県春日井市）

<視察に至る背景と目的>

てとりんハウスは、全国で唯一の常設型家族介護者支援センター（介護者支援事業）である。設立当初は、家族介護者4人で任意団体として活動を開始され、今日に至っている。

本市では、医学の進歩や超高齢社会の進展に伴い、支援者（ケアラー）の負担軽減が喫緊の課題となっていることから、てとりんハウスの活動内容と今後の展望について現地視察を実施した。

<対応いただいた方>

- ・ NPO法人てとりん
代表理事、副代表理事

<調査事項に関する概要の説明>

てとりんハウスは、家族介護をされている方々が心身ともに健康を保ち、安心して生活を送れるようサポートする介護者支援事業所である。2010年に家族介護者ら4人によって任意団体として設立され、NPO法人格を取得した後の2014年、全国初となる常設のケアラー&認知症カフェを「家族介護者支援センターてとりんハウス」として開設された。介護者が心身共に健康を保ち、生活上の不安もなく、仕事、学業、介護、私生活について自ら選択・決定できるようサポートすること、介護者の「人権の尊重」をてとりんが考える「ケアラー支援」としてカフェ以外にも、介護者相談と専門相談、家族介護者のつどい、趣味・教養、健康づくりの企画、情報コーナー、生活支援など、多岐にわたる支援を提供している。カフェスペースは、介護が必要な方や地域住民、ボランティアの方など、様々な方で賑わい、常に温かい雰囲気包まれていた。



多岐にわたる活動を展開しているてとりんハウスだが、経営面では、行政や民間等から支援に頼っている面もあり、単独での運営は困難な状況である。そのため、アウトリーチや新規・事業拡大に限界を感じておられた。また、NPO単独でできることには限りがあるため、今後は介護者支援の法制化に向けた動きに参加・協力する動きを検討されていた。介護医者支援は、必ずしも行政や民間事業所から必ずしも歓迎されるものではないという現状もあり、このままでは、介護者支援を担う人材が不足する可能性があり、将来のケアラー支援を担う人材を育成するために、ケアマネージャーなど介護者支援の育成や、そのための行政への働きかけも視野に入れられていた。

多岐にわたる活動を展開しているてとりんハウスだが、経営面では、行政や民間等から支援に頼っている面もあり、単独での運営は困難な状況である。そのため、アウトリーチや新規・事業拡大に限界を感じておられた。また、NPO単独でできることには限りがあるため、今後は介護者支援の法制化に向けた動きに参加・協力する動きを検討されていた。介護医者支援は、必ずしも行政や民間事業所から必ずしも歓迎されるものではないという現状もあり、このままでは、介護者支援を担う人材が不足する可能性があり、将来のケアラー支援を担う人材を育成するために、ケアマネージャーなど介護者支援の育成や、そのための行政への働きかけも視野に入れられていた。

<委員の所感>

- ・ NPO家族支援センター「てとりんハウス」は、実際に介護を経験した仲間4人が立ち上げた民間の家族支援センターであった。10年の実績を持つが、理念を明確にし、経営維持のためにデイケア事業所も開設している。多くの関連部門とも連携しているが、肝心の行政との連携が薄く課題であった。市議会議員の支援もなく、後継者に関しても今後の展開に行き詰まりが見られた。社会的に必要な支援であり需要は多く、居場所としての大きな役割を果たしている。個人経営に任せない市民の需要をしっかりと受け止めるのが行政の役割でな

いかと考える。

- 何も制度がない中、介護者の支援のために、認知症カフェを土台に、介護者支援活動をされていることに重要な役割を担っておられると思った。隣接するデイケアの事業もあり、何とか運営ができていたのですが、財政的な安定が必要だと思った。



- 家族介護者支援の本来あるべき姿について学ぶことのできる視察であったものと思われる。

任意団体として家族介護者を中心に設立されたものであるが、サロンに訪れる人が何よりも明るい、笑顔であることが印象的であった。そこでの支援者同士やスタッフとの情報交換についても何気ないやり取りの中で交わされる雰囲気が出来上がっており、家族介護支援者に見られがちな悲壮感がないように見られた。

現在は、NPO法人各も取得され、資金確保に関しては企業からの寄附に頼る反面、デイサービスも開設し、活動を展開されている。また、年間60万円の市からの支援補助金もあるとのことである。

主な事業の中で、「家族介護者のつどい」の開催を通じて、近隣の高齢者や介護者のみの相談を実施されていることが、家族介護支援に直結している部分が大きいのではないかと考える。その理由は、「介護が楽になる、負担を減らすお手伝い」との目的が明確にされており、生活上の不安を取り除くサポートが展開されている点である。ともすれば、要介護者を支援の中心に置き、考えがちであるが、介護主自身を「当事者」として捉え、活動していることに他ならないということである。つまり、主たる支援対象者が誰であるのかを明確に捉えた家族介護者支援が確立されているものと思われる。

- NPO法人てとりんが運営する家族介護者支援センターてとりんハウスの活動についての施設見学の後、説明を受け理解を深めた。

2010年に「家族介護者のつどい」により家族介護者の集まるコミュニティとして任意団体を設立したのが始まりとのことであった。その後、NPO法人格を取得し、家族介護者支援センターてとりんハウスを開設した。常設の介護者支援施設としては全国で唯一とのこと。

デイサービスも併設されており、農作業やその日ごとのプログラムにより高齢者が楽しみながら過ごせる居場所になっていた。また、保護犬が3匹おり、セラピー犬としての役割を担っていた。

てとりんハウスは、一見普通の喫茶店であり誰でも気軽に入店できる雰囲気だった。店頭には各種サービスや介護情報を得られる冊子が多数あった。主な事業としては、傾聴や相談、家族介護者の集い、趣味・教養&健康づくりの企画、ケアラー&認知症カフェをされていた。てとりんハウスが考える「ケアラー支援」とは介護が楽になる、負担を減らすお手伝いであり、介護者自らが選択・決定できるようにサポートすることであり、十分に共感できるものであった。

- てとりんハウスは、ちょっとした農業をされながら、縁側で日向ぼっこをし、犬と戯れて癒しがあるなど、とても良い環境で支援をされていた。運営に当たり、寄附、助成金だけではなく、自主事業で運営されており、様々なボランティアさんの力も借りながら運営されていた。

てとりんの原点である家族介護者のつどいをカフェでされたり、様々な企画

をされ、介護者が心身ともに健康を保ち、生活上不安もなく、仕事、学業、介護、私生活を自らの選択・決定できるようにサポートをする、介護者の人権の尊重をケアラー支援と考え動いておられた。4月のわがまちトークでも問題として列挙された傾聴を重要視されていて理解される安心感などで、その後の方法的支援を受け入れやすくするなど、重要な観点だと学んだ。

- ・ NPO法人として、企業の寄附、助成金の活用、自主事業としてのカフェ経営、介護保険事業収益などを資金とされ運営されている。ケアラー支援として、介護が楽になる、負担を減らすお手伝いをする中で、もう一步踏み込んで①介護者が心身ともに健康を保ち、②生活上の不安もなく、③仕事、学業、介護、私生活について自ら選択・決定できるようサポートすることと介護者の「人権の尊重」をされているのが大事なことであったと感じた。また、介護以外の問題の定義として、介護だけの問題ですまないことが多いことに対して（ゴミ屋敷問題等）行政が重層的に関わる必要があるのではないかと思った。

＜視察を実施した効果等＞

- ・ 誰でも、いつでも利用ができることが、相談の敷居を低くすることだし、自然と専門家につながることができるのが強みだと思った。立ち上げられた皆さんの努力は並大抵のことではすまないと思う。そのところを行政が支援できないものかと思った。
- ・ 現状、問題視されるワーキングケアラーやヤングケアラーに対する支援が社会的問題として取り上げられ、浮き彫りにされてきたことから、本市においても早急に支援対策を考え、推し進めるべきであると考えている。
- ・ ケアラー支援は孤立から社会参加が望ましくカフェ常設型拠点は気軽に相談できる窓口にもなりえていることから非常に望ましいものであると感じた。
また、カフェを通じて専門職を結び付けている事も非常に重要な活動だと感じた。ただし、現在の活動がNPOとして実施できる限界であり、行政との連携により法制化の動きに参加・協力する必要性を説いていた。民間主体だからできる事の先進性について学ばせていただき、よい機会となった。
- ・ 傾聴からの関係づくりで孤立から社会参加になるなど、ケアラー支援は生活困窮の改善の手伝いなど、その他の問題要因の解決につながることを知った。ケアラー支援の場所づくり、実態調査やアンケートの必要性についても学んだ。講演などにも気軽に行くと話されていたので、本市の方にも学ぶ機会があり、良いのではないかなと思う。
- ・ NPO法人として、自らの力で立ち上げ、立派に運営されている姿を見て、本市でも同じような形態で始められる方がいる場合に、少しでも力になれるのではないかなと思う。

東京都大田区

＜視察に至る背景と目的＞

大田区は、家族介護者支援ホームヘルプサービス事業を行っている。在宅で介護をしている家族をサポートするために、ヘルパーを派遣するサービスとなっており、一部介護保険では認められていないサービスも利用できることとなっている。家族介護者支援事業として本市でも参考となる点が多いため、調査視察を実施した。

＜対応いただいた方＞

- ・ 大田区福祉部

<調査事項に関する説明の概要>

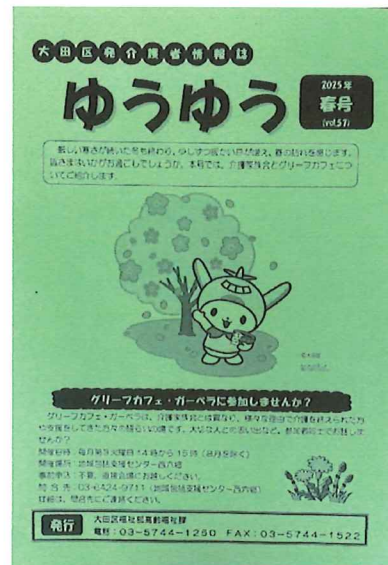
大田区は、2009年10月から、「家族介護者支援ホームヘルプサービス事業」として、大田区と協定を締結した事業所と連携し、要介護高齢者等を居宅で介護している家族の介護負担軽減と心身の健康維持増進を図り、要介護状態の高齢者等の在宅生活を支援する事業を実施している。現在、このサービスは、大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の4地域で提供されており、介護保険ではカバーすることができない外出時の付き添いや介助を伴わない見守りなどのサービスも一部導入されている。

これまでは、大田区に住民登録があり、要介護4または5の認定を受けて自宅で家族の介護を受けている方が対象であったが、2024年4月からは対象者を要介護3まで拡大しておられ、約7,300人の区民が利用している。

介護者の孤立防止と精神的負担の軽減を図るため、「家族介護者情報誌 ゆうゆう」を年4回発行しており、介護家族会の紹介や区の高齢福祉サービスなどの情報を提供している。家族会主催者や地域包括支援センターとの連携により、新規の問い合わせが増え、相談時の案内ツールとしても活用できるなど、一定の成果を上げている。しかし、家族会への新規参加者が少なく、メンバーが固定化しているという課題もあった。

また、家族介護者の負担を軽減し、要介護者へ適切なサービスを提供をすることで介護離職を防ぐための「仕事と介護の両立支援コーディネート事業」も実施している。大田区商店街連合会、大田区工業連合会、大田区産業振興協会と連携し、区民や区内の事業者向けに、対象者それぞれに合わせたセミナーを開催するなど、普及活動を進めている。

2025年4月1日からは育児、介護休業法が改正され、事業主には仕事と介護の両立支援への取組を強化することが義務付けられている。これにより、今後、仕事と介護の両立支援に関するニーズが高まる可能性がある。大田区では、引き続き啓発活動を行うとともに、今年度実施している高齢者等実態調査の結果を踏まえ、今後のセミナーや事業規模を検討しているところであった。



<委員の所感>

- 近年、ケアラー支援条例を制定して、家族介護者支援の社会的認知を上げ、支援に取り組む先進地が多い中、行政として家族支援について事業を実施していた。
- 大田区の家族介護支援事業は、都と区が1/2ずつ負担をし（年間5千万円程度）、家族支援のホームヘルプを要支援者と同等の報酬で行うサービスであった。区民の要望が強く利用できる範囲を今年度から拡げている。都は「地方創生交付金」の活用とされていた。
- 大田区では、家族介護者支援に関して、「家族の介護負担軽減と心身の健康維持増進」、「要介護状態高齢者等の在宅生活支援」の2つの側面を制度の目的として掲げている。ただし、



年間、24時間以内、1時間単位の利用との制限があることから、家族介護者支援に対する状況としては、必要とされるニーズに応えるには十分とは言えない一面があるように見て取れた。しかしながら、制度利用者の頻度は新型コロナの影響により、一時期低減したようだが、終息以後、年々右肩上がりの傾向にあり、不足傾向にある施設への入所者負担を避けられているとも考えられる。その一方で、東京都が1/2を負担することになる補助金については増加傾向にあるとのことである。

本市においても同様であるが、大田区においても家族介護者支援に関しては「高齢と貧困」や「高齢と引きこもり」などの精神面の課題を含め、家族・ケアラー支援条例の制定など既存の制度だけでは十分といえるものではないとの認識をされているようである。その上で、今後の対応としては社協との連携により、利用率の向上を目指すこととされているようである。

- ・ 大田区で実施されている家族介護者支援について担当職員から説明を受け、質疑応答にて理解を深めた。

大田区の取組では、区内法人での介護保険などの制度理解を深め、仕事と介護の両立に向けた職場風土の醸成を図ること、家族介護者の負担軽減や要介護者への適切なサービス提供を促し、介護離職を防止する事を目的としていた。

実際は、区が直営するのではなく、一般社団法人大田区支援ネットワークへ受託し、関係機関と連携しながら事業を実施しているとのことだった。

今後の展望については、生産年齢人口が減少することが見込まれ、様々な分野での担い手不足が課題となる。令和7年4月1日から育児・介護休業法が改正され、事業主に対して仕事と介護の両立支援に関する取組を強化することが義務付けられたため、ニーズが高まる可能性があるとのことだった。

大田区家族介護者ホームヘルプ事業では、一定の条件のもとで介護保険では認められていない外出同行、介助を伴わない見守り、話し相手のみの支援や病院での待ち時間における付き添いも対応可能な制度となっている。対象者は、大田区に住み、要介護3から5の認定を受けている方となっており、年間24時間までサービスを受けることが可能となっている。

このような制度は、過去の高齢者に関する実施調査などから家族介護者への支援がニーズとして表出されたからとのことだった。

- ・ 家族の介護負担軽減と心身の健康維持増進を図り、要介護状態の高齢者などの在宅生活を支援すると、介護保険では認められていない外出動向や解除を伴わない見守り、話し相手のみの支援、病院での待ち時間における付き添い利用ができ、対象者以外へのサービス（洗濯や調理）も対象者への支援と同時に無理のない範囲であれば利用可能なサービスを行われていた。

区とファミレスと一緒に、介護者同士の交流の場、居場所づくりをされていて斬新だと感じた。官民一体となって取り組む問題であると感じた。

<視察を実施した効果等>

- ・ 家族介護者への支援の必要性に関して、事業として取り組んでおられ、市政の視点の違いを感じた。主に、所管課での扱いであり、ヤングケアラーやダブルケアラー、ビジネスケアラーなど、大田区全体の社会的課題には縦割り行政には変わりはない様相を感じた。ケアラー支援条例の必要性は、どのケアラーにも支援が必要というところがあるため、限定されていたのは懸念事項に感じた。
- ・ 介護者の声を反映した事業で有効と考える。条例や制度がなくても自治体でできることから始めることが重要と感じた。
- ・ 本市においても利用できる既存の制度の周知が十分といえるのか、疑問であ

る。様々な制度の利用は自らを助けることになるが、知らなければ利用できないことから、支援事業内容について正しく理解し、利用できる状況整備が必要と考える。

- ・ 既存の制度だけでは、家族介護者の負担を軽減することは難しく、家族介護者への支援の充実が求められている。この傾向は、大田区に限ったことではなく本市においても同様であり、同様の制度の必要性を感じた。

家族介護支援のために本市において実施可能な施策について、何ができるのかを探る必要性を強く感じた視察であった。

- ・ 扱う介護者の数が当市とは比べものにならないくらい多いため、家族（介護者側）への支援の実態が制度としても見えてきていないが、ディサービスやショートステイなどが力になっているということを言われた。こちらについては本市も同じであり、効果と言うべきではないが、全国的に介護保険の限界があり、既存の制度を見直す時期に来ていると感じた。

<視察を通して>

いずれの市の取組も、本市の取組の参考となる部分があり、委員からも本市で取り入れるべきとの所感が寄せられていることから、今後、本委員会において議論していくこととしたい。

また、本年の2つの重点事項について、引き続き所管する委員会として注視し、より効果的な施策となるよう、市への政策提言に向けた議論を重ねていくこととする。

《参考：本年の重点事項》

- (1) 将来にわたり安心して医療・介護が受けられる体制づくりの調査・研究
- (2) 高齢者や窓外のある人とその家族が安心して生活することができる環境の調査・研究